

児童ホームへの民間活力導入に向けた  
サウンディング型市場調査

実施要領

令和2年10月

船橋市

## 1. 調査の目的

---

船橋市では、児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として、児童ホーム（児童館）を児童健全育成の活動拠点として 24 地区コミュニティに 21 施設設置し、事業を実施しています。また、地域子育て支援拠点として乳幼児親子の子育ての不安感等を緩和し、児童の健やかな育ちを支援しています。

現在、児童ホームの来館者数については、減少傾向にあり、来館者増につながる魅力ある事業展開等が必要となります。

今後、人口減少等の社会情勢の変化と市民ニーズ多様化が進む中、持続可能な行財政運営とサービスの向上を目指し、指定管理者制度をはじめとした民間活力導入について、検討を進めています。

そこで、民間事業者等の皆様との対話を通し、民間事業者等の皆様が運営可能な施設数や施設の組み合わせ方、有効な運営方式、管理運営のノウハウ・アイデアを把握し、今後の検討に活かすことを目的にサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

## 2. 児童ホームについて

---

利用対象者…18 歳未満の児童（未就学児は保護者の同伴が必要）

開館時間 …午前 9 時～午後 5 時

休館日 …月曜日・祝休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

祝日が月曜日の場合は翌日も休館

利用料 …無料

ランチタイム…開館日の正午～午後 1 時

持参した昼食を食べられる場所を提供しています。

対象 乳幼児親子（土日のみ乳幼児親子とともに来館した小学生も利用可能）

## 3. 対象施設

---

市内 21 施設（基館 5 館、拠点館 3 館、地域館 13 館）

### 【基館児童ホーム】

21 館を南部、東部、西部、北部、中部ブロックに分け、各ブロック内の拠点館、地域館を管轄する館をいいます。市内に 5 館あり、宮本児童ホーム、薬円台児童ホーム、塚田児童ホーム、三咲児童ホーム、新高根児童ホームが該当します。

### 【拠点館児童ホーム】

東部、西部、北部ブロックにそれぞれ 1 館ずつ設置されており、各地域の子育て支援の拠点的役割を担います。前原児童ホーム、本中山児童ホーム、坪井児童ホームが該当します。

### 【地域館児童ホーム】

各基館児童ホームが管轄するブロック内に設置されている館をいいます。南部ブロックに 2 館、東部ブロックに 3 館、西部ブロックに 2 館、北部ブロックに 3 館、中央ブロックに 3 館設置されています。※各児童ホームの業務詳細については別添資料 3「児童ホーム業務一覧」をご覧ください。

## (施設一覧)

	施設名称	所在地	開設年度	建物設備	複合施設	備考
1	前原児童ホーム	前原西 6-1-12	昭和42年	体育室、遊戯室、図書室等	放課後ルーム	東部拠点館 借地
2	高根台児童ホーム	高根台 2-2-2	44年	遊戯室、図書室等		中央地域館 借地
3	習志野台児童ホーム	習志野台 3-4-1	48年	体育室、遊戯室、図書室等		東部地域館 借地
4	金杉台児童ホーム	金杉台 2-2-4	54年	同上		中央地域館 借地
5	若松児童ホーム	若松 2-3-6	55年	遊戯室、図書室等	老人憩の家	南部地域館
6	西船児童ホーム	本郷町 554	56年	体育室、遊戯室、図書室等	老人憩の家	西部地域館
7	小室児童ホーム	小室町 3308	56年	同上	老人憩の家、公民館、連絡所	北部地域館
8	三山児童ホーム	三山 2-42-3	57年	同上	老人憩の家	東部地域館
9	八木が谷児童ホーム	みやぎ台 1-7-1	58年	同上	老人憩の家	北部地域館
10	松が丘児童ホーム	松が丘 1-52-22	59年	同上	老人憩の家	北部地域館
11	飯山満児童ホーム	飯山満町 2-488-8	60年	同上	老人憩の家	東部地域館
12	夏見児童ホーム	夏見 4-39-15	61年	同上	老人憩の家	中央地域館
13	塚田児童ホーム	前貝塚町 601-1	62年	同上	老人憩の家、公民館	西部基館 借地
14	宮本児童ホーム	宮本 6-18-1	63年	同上	老人憩の家、公民館	南部基館
15	三咲児童ホーム	三咲 3-5-10	平成元年	同上	老人憩の家、公民館	北部基館
16	新高根児童ホーム	新高根 1-12-9	2年	同上	老人憩の家、公民館	中央基館
17	薬円台児童ホーム	薬円台 5-18-1	3年	同上	老人憩の家、公民館	東部基館
18	海神児童ホーム	海神町 2-264-5	5年	同上	老人憩の家、簡易マザーズホーム	南部地域館

19	法典児童ホーム	藤原 3-2-15	8年	同上	老人憩の家、福祉社会館	西部地域館
20	本中山児童ホーム	本中山 1-6-6	20年	同上	老人憩の家、公民館	西部拠点館
21	坪井児童ホーム	坪井町 755-4	30年	同上		北部拠点館

※詳細な情報については別添資料 1「施設概要」をご覧ください。

※前原児童ホームは平成 15 年に建替しています。

※本市の児童ホーム（児童館）は全て児童センターです。

#### 4. サウンディングの日程

日付	内容
令和 2 年 10 月 2 日（金）	実施要領の公表
令和 2 年 10 月 23 日（金） 17 時	質問の受付期限
令和 2 年 10 月 30 日（金） 17 時	サウンディング参加申込期限
令和 2 年 11 月 6 日（金） 17 時	提案書の提出期限
令和 2 年 11 月 13 日（金） から 令和 2 年 11 月 25 日（水） まで	サウンディングの実施
令和 3 年 1 月頃	実施結果概要の公表

※事務の都合上、スケジュール変更の可能性がございます。

※コロナ感染症拡大防止により、各施設定員を設け、10 月末までのイベントや事業等を中止しております。そのため、現地説明会をご希望される場合は、個別に対応いたしますのでご連絡ください。

#### 5. サウンディングでの主な対話内容

##### (1) 対象施設

事業実施を想定する施設をお聞かせください。なお、複数の施設による事業実施の提案も可能です。また、基館、拠点館、地域館のみといった事業実施の提案も可能です。

##### (2) 事業内容

事業の概要、事業手法、収支モデル、想定される事業上の課題などをお聞かせください。

##### (3) 市への要望

事業実施にあたり市に期待することや要望などがあればお聞かせください。

##### (4) 特に聞きたいこと

管理運営のノウハウ・アイデアについて、以下の点をお聞かせください。

- 運営可能な施設数や施設の組み合わせ方について（地域館のみや、西部ブロックのみ等）
- 来館者増につながる事業について
- 指定管理者制度を導入した場合の受託可能性について
- 市民サービス拡充の可能性について（開館時間の延長など）

## 6. サウンディングの対象者

サウンディングに参加することができる事業者は、自らが主体的に事業を実施する意向のある民間事業者（NPO 法人その他団体を含む）またはそのグループとします。

## 7. 質問の受付

実施要領等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間	令和2年10月2日（金）から令和2年10月23日（金）17時まで
受付方法	別紙様式1「質問書」に質問内容等を記入の上、「11. 連絡先」記載のメールアドレスあてに送付してください。 その際、メールのタイトルは【児童ホーム活用サウンディング質問】としてください。
回答方法	質問および回答内容について、定期的に市ホームページ上に公表します。ただし、回答にあたり質問者の名称は公表しません。 また、公平性を損なう恐れのある質問についてはお答えできない可能性もありますのでご了承下さい。

## 8. サウンディングへの参加申込み

受付期間	令和2年10月2日（金）から令和2年10月30日（金）17時まで
受付方法	別紙様式2「参加申込書」に必要事項を記入の上、「11. 連絡先」記載のメールアドレスあてに送付してください。 その際、メールのタイトルは【児童ホーム活用サウンディング参加申込】としてください。
サウンディングの日時および場所の連絡	サウンディングへの参加申込のあったグループの担当者あてに、実施日時および場所をメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。
その他	サウンディング実施の詳細についてはメールにて連絡しますが、現時点では対話の時間は1グループにつき30～60分を目安とし、参加者は1グループ4人までと考えております。

## 9. 提案書の提出

---

受付期間	令和2年10月31日(土)から令和2年11月6日(金)17時まで
受付方法	別紙様式3「提案書」に対話内容の各項目についての意見・考え等を記入の上、「11. 連絡先」記載のメールアドレスあてに送付してください。 その際、メールのタイトルは【児童ホーム活用サウンディング提案書】としてください。
その他	・必要に応じて、提案にあたっての補足資料(配置図、収支計算書等)も提出してください。 ・提案が複数ある場合、本提案書も提案内容ごとに提出してください。

## 10. 留意事項等

---

### (1) サウンディングに関する費用

- ・ サウンディングへの参加に要する費用(書類作成、対話への参加費用等)については、参加者の負担とします。

### (2) 対話内容および参加事業者の扱い

- ・ 対話内容は今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。
- ・ サウンディングは参加事業者のアイデアおよびノウハウ保護のため個別に行います。
- ・ 本件に関する事業者公募が後日実施される場合においても、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

### (3) 対話実施後の意見交換への協力

- ・ 事業計画の立案に向け、対話後も必要に応じて意見交換やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

### (4) 実施結果の公表

- ・ サウンディングの実施結果について、概要を市ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、事業者ノウハウ保護等のため、事前に参加事業者に内容の確認を行います。
- ・ 参加事業者の名称は公表しません。

## 11. 連絡先

---

船橋市役所 子育て支援部 地域子育て支援課 地域児童施設係

担当者 笹本・石合

電話番号 047-436-2956

FAX 番号 047-436-3416

メールアドレス jidoikusei@city.funabashi.lg.jp